

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年10月12日
【会社名】	株式会社河合楽器製作所
【英訳名】	KAWAI MUSICAL INSTRUMENTS MANUFACTURING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 河 合 弘 隆
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市中区寺島町200番地
【電話番号】	053-457-1226
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 執行役員 伊 藤 照 幸
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川四丁目10番27号 住友不動産品川ビル
【電話番号】	03-6718-4241
【事務連絡者氏名】	管理本部 総務人事部 国内総括課（東日本担当）課長 中尾 諭
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	2020年6月26日
【発行登録書の効力発生日】	2020年7月4日
【発行登録書の有効期限】	2021年7月3日
【発行登録番号】	2 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円（注1） 発行残高の上限 100,000,000円（注2） （注1）新株予約権証券の発行価額の総額です。 （注2）新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。
【発行可能額】	0円（注1） 100,000,000円（注2） （注1）新株予約権証券の発行価額の総額です。 （注2）新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2020年10月12日（提出日）であります。
【提出理由】	金融商品取引法第24条の5第5項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書の訂正報告書を2020年10月12日に関東財務局長に提出しました。これにより、当該書類を2020年6月26日に提出した発行登録書の参照書類といたします。
【縦覧に供する場所】	株式会社河合楽器製作所 東京オフィス （東京都品川区東品川四丁目10番27号 住友不動産品川ビル） 株式会社河合楽器製作所 名古屋オフィス （名古屋市中区丸の内三丁目5番33号 名古屋有楽ビル） 株式会社河合楽器製作所 大阪オフィス （大阪府中央区備後町三丁目3番3号 備後町コイズミビル） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

**【訂正内容】**

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通りです。